

○半田市道路占用料の減免に関する規則

昭和六十年六月二十五日

規則第十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、半田市道路占用料条例(昭和四十四年半田市条例第三十三号。以下「条例」という。)第二条第三項に規定する道路占用料の減免の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(道路占用料の減免)

第二条 条例第二条第三項の規定により、占用物件の種類において、市長が必要と認めた場合に限る、その者から徴収する占用料に、別表に定める減免率を乗じた額を減免する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則 (平成三年三月二八日規則第一二号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月二九日規則第七号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年一二月二六日規則第三二号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月一九日規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日規則第二四号)

この規則は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三十一日規則第一六号)

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和七年三月二五日規則第八号)

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

条例第二条第三項に掲げる占用料の減免率	
占用物件の種類	減免率
第一号に掲げるもの	百分の百
第二号に掲げるも	架空の道路縦断電線及び電話線の
	百分の百

の	うち、その支持物が道路の区域外にあつて電線及び電話線のみが占用するもの		
	架空の道路横断電線及び電話線		百分の百
	架空の各戸引込電線及び電話線		百分の百
	各戸引込地下埋設管		百分の百
第三号から第五号に掲げるもの			百分の百
第六号に掲げる物件	各戸引込埋設管及び支管（内径〇・〇六三メートル以下のもの）		百分の百
	右記以外のもの		百分の十
第七号から第九号に掲げるもの			百分の百
第十号に掲げる物件			百分の五十
第十一号に掲げるもの	公共団体が設ける有線電話柱、架空の電線又は用排水管等		百分の百
	アーケード		百分の百
	街とう、電柱等に添架（塗布を含む）した看板	袖看板	百分の二十五
		巻看板	百分の四十
	飲料用水道管（水道法によるものを除く）		百分の百
	テレビ用アンテナ線		百分の百
	有線音楽放送及び有線テレビジョン放送の架空線		百分の九十 ただし、昭和六十一年九月三十日現在において道路法第三十二条第一項及び第三項の規定に基づく占用の許可を受けることなく道路を占用していたものは占用額の百分の六十八・五
	公共用下水道、配水路その他配水施設に接続する私設の下水道、農業用		百分の百

	かんがい用水（公共団体又は公共的 団体が設けるものを除く）	
	占有物件でない電柱を支えている 支柱及び支線（支柱若しくは支線の 占有料又は支柱と支線の合計の占 用料が電柱の占有料を超える額）	百分の百
	無線基地局	百分の五十
	自動運行補助施設	百分の百 ただし、令和十三年三月三十一日ま でに限る。
駐車場	駐車場法第十七条第一項に規定す る都市計画において定められた路 外駐車場	百分の七十五
	その他の駐車場	百分の五十
	自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させる ため必要な車輪止め装置その他の器具	百分の五十
	無料で不特定多数に開放している公園、広場、運動場、 駐車場及び自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を 駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	百分の百
	花壇、掲示板、電光時計等で営利目的がなく、道路の 美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件	百分の百
	道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会 の設ける標識若しくは信号機を無償で添加している電 柱又は電話柱	百分の百
	道路の上空に設置されている電線類を撤去し地中に設 ける管類及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上機 器	百分の八十九
	電線類が上空に設置されていない道路において地中に 設ける管路及びこれらと一体不可分な変圧器等の地上 機器	百分の八十九
	電線共同溝、キャブ等に收容される電線類	百分の二十

電線共同溝、キャブ等と一体不可分な変圧器等の地上機器	百分の八十九
地域振興等のために設けられる街頭における一時的な装飾	百分の百